

介護職員等特定処遇改善加算について

1. 加算の取得時期 令和2年4月～
2. 取得する加算 加算Ⅱ（4.2%）
3. 加算見込み額 約94万円／年 ※令和2年度
4. 処遇改善の方法 下記の通り

①賃金による改善

- ・介護職員に対する一時金の支給

	グループ分けの条件	処遇改善
グループ A	介護福祉士である常勤職員 及びパート職員	対 象
グループ B	その他の介護職員	対 象
その他の職員	法人運営・地域福祉部門の 職員	対象外

②賃金以外の処遇改善に関する取組み

資 質 の 向 上	資格取得を目指す職員に対して、勤務シフトの調整など研修参加への支援を行う。
	有給休暇の積極的な取得推進を行っている。
労 働 環 境 ・ 処 遇 の 改 善	ヘルパー会議等を通じ、情報の共有・職場内コミュニケーションの円滑化を図り、個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善を図る。
	社会保険労務士を講師とした労働環境の改善につながる職員研修会を開催する。
そ の 他	非正規職員から正規職員への転換を推進する。
	仕事量の推移を考慮しつつ、積極的に職員を採用することで個々の業務負担の軽減に努める。